

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	北海道財務局長
【提出日】	平成27年3月16日
【会社名】	株式会社ロジネットジャパン
【英訳名】	LOGINET JAPAN CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 木村 輝美
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役副社長 下斗米 寛泰
【本店の所在の場所】	札幌市中央区大通西8丁目2番地6
【縦覧に供する場所】	証券会員制法人札幌証券取引所 (札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

1 【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月28日に提出いたしました第8期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）内部統制報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、金融商品取引法第24条の4の5第1項の規定に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線を付して表示しております。

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断した。したがって、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断した。

当社会計監査人である有限責任監査法人トーマツから、グループ間取引の適切性について疑義がある旨の外部からの通報を踏まえて調査したところ過去の会計処理について訂正を要する懸念が生じたとの指摘を受けました。これを受け、平成27年2月5日に当社と利害関係を有しない外部の専門家から構成される第三者委員会（委員長：村松弘康弁護士）を設置し調査を進めてまいりました。

平成27年3月6日に、第三者委員会から調査報告を受領し当該報告書を確認・精査した結果、グループ間取引において不適切な会計処理が確認されたことから、セグメント情報やのれんに関する会計上の見積り等、過去における会計処理を訂正すべきであると判断いたしました。また、これに関連し、当社の全社的な内部統制及び業務プロセス、決算・財務報告プロセスに開示すべき重要な不備があると判断いたしました。

当社は、財務報告にかかる内部統制の整備及び運用の重要性を強く認識しており、第三者委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) 適正な財務諸表の作成及び表示に関する経営陣の意識改革
- (2) 内部監査及び監査役監査の強化
- (3) 内部通報制度の整備
- (4) グループ間取引に関する準則の整備
- (5) 会計監査人との連携強化

以上